

我孫子市ホームページ市制施行50周年特設ページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、我孫子市ホームページ市制施行50周年特設ページ(以下「特設ページ」という。)に広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の方法等)

第2条 特設ページへの広告の掲載は、バナー広告(ホームページ上に表示される帯状の広告をいう。)とし、その掲載内容は、企業等の名称又はロゴマークとする。

2 次に掲げる内容の広告は、掲載することができない。

- (1) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に関するもの
- (3) 我孫子市暴力団排除条例(平成24年条例第7号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は当該暴力団若しくは当該暴力団員等と密接な関係を有する者と関係するもの
- (4) 前3号に定めるもののほか、我孫子市ホームページとしての品位を損なう等市長が適当でないとするもの

(規格等)

第3条 特設ページへ掲載する広告(以下単に「広告」という。)の画面表示の規格は、次のいずれかとする。

- (1) 縦100ピクセル、横710ピクセル
- (2) 縦80ピクセル、横346ピクセル
- (3) 縦60ピクセル、横225ピクセル

2 広告のデータの形式はJPG形式とする。

(掲載料)

第4条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号の規格のもの 100,000円
- (2) 前条第1項第2号の規格のもの 50,000円

(3) 前条第1項第3号の規格のもの 20,000円

(掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、掲載の日から令和3年3月31日までとする。

(掲載の募集)

第6条 広告の掲載は、公募によるものとし、その募集は、我孫子市ホームページ及び広報あびこにより行う。

(掲載の申込み及び決定)

第7条 広告の掲載を申し込もうとする者は、我孫子市ホームページ市制施行50周年特設ページ広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、広告の掲載の可否を決定し、我孫子市ホームページ市制施行50周年特設ページ広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により、当該申込みをした者に通知するものとする。

(掲載位置及び掲載数)

第8条 広告の掲載位置及び掲載数は、市長がその都度別に定める。

(掲載の優先順位)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による申込みの数が募集の数を超えたときは、市内に事業所等を有する事業者又は公益法人に係る広告を優先して広告の掲載を可とするものを決定するものとする。

(掲載料の納付等)

第10条 第7条第2項の規定により広告の掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、納入通知書により掲載料を一括して納付しなければならない。

2 既納の掲載料は、還付しない。ただし、掲載料の納付後に広告主の責めによらない理由により広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

(原稿の作成等)

第11条 広告主は、掲載の決定を受けた広告の原稿(以下単に「原稿」という。)を市長が指定する方法により、広告主の責任及び負担において作成し、市長が指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

(内容に関する責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第2項の規定による広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が掲載料を市長が指定する期日までに納付しなかったとき。
- (2) 広告主が原稿を市長の指定する期日までに提出しなかったとき。
- (3) その他市長が広告の掲載が適当でないとするとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、我孫子市ホームページ市制施行50周年特設ページ広告掲載決定取消通知書(様式第3号)により広告主に通知するものとする。

(我孫子市ホームページ市制施行50周年特設ページ広告調査委員会)

第14条 市長は、広告の掲載に関し疑義が生じた場合に調査審議するため、我孫子市ホームページ市制施行50周年特設ページ広告調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 総務課長
- (3) 総務課契約検査室長
- (4) 秘書広報課長

3 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は総務部長を、副委員長は秘書広報課長をもって充てる。

4 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、委員長がその議長となる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

6 委員会の庶務は、総務部秘書広報課において処理する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。